

第54号議案

指導改善研修の実施に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり改正したいので議決を求める。

令和7年3月11日
新潟県教育委員会教育長
佐野 哲郎

提 案 理 由

1 提案課名	義務教育課
2 議案名	指導改善研修の実施に関する規則の一部改正について
3 改正理由	令和6年度末の県立幼稚園の閉園に伴い、所要の改正を行うもの。
4 改正内容	県立学校の定義から、幼稚園を削除する。
5 施行日等	令和7年4月1日

指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第 号

指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則

指導改善研修の実施に関する規則（平成20年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 県立学校 県立の中学校、高等学校、中等教育学校 <u>及び特別支援学校</u> をいう。 (2)・(3) (略)	(定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 県立学校 県立の中学校、高等学校、中等教育学校、 <u>特別支援学校及び幼稚園</u> をいう。 (2)・(3) (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。